

チケットの委託販売を希望される方へ

駒ヶ根市文化会館及び地域交流センターホール（赤穂公民館）で開催される公演に限りチケット販売を承ります。希望される方は下記事項をご確認ください。

●委託方法

チケット原券と販売座席割図面、委託枚数に応じたチラシを文化会館窓口へご持参のうえ、チケット販売委託証へのご記入をお願いいたします。内容を確認後、チケット販売受託証を発行いたします。

●販売手数料

販売手数料は売上金額の10%とし、精算時に売上金額から差し引いて精算させていただきます。

●販売期間

来館時に打合せの上、決定させていただきます。（原則公演日の2ヵ月前から最長公演前日まで）

●販売方法

- ①駒ヶ根市文化会館窓口において現金のみでの販売となります。チケットは前売券の取扱いとし、当日券の販売は致しません。
- ②窓口での対面販売のみとし、予約は承りません。
- ③販売時間は文化会館開館日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

●精算方法

事前に文化会館へご連絡いただき、精算日時の調整をお願いいたします。来館時に販売手数料を差し引いた売上金額を現金にてお渡しします。

●注意事項

- ①お預かり枚数は1公演につき50枚までとなります。
- ②チケット・チラシには、下記内容を必ずご記載ください。記載されていない場合、委託販売は承りません。
 - ・公演名
 - ・公演日時
 - ・会場名
 - ・チケット料金
 - ・主催者名
 - ・主催者連絡先（電話番号必須）
 - ・席番（指定席 チケットのみ）
 - ・年齢制限（設定がある場合）
- ③チケットの紛失・滅失等における入場の可否については、主催者にて対応をお願いいたします。
- ④販売状況の報告はいたしませんので、必要に応じて問い合わせをお願いいたします。
- ⑤公演に関する重大な変更や公演が中止になった場合は速やかにご連絡ください。公演の変更案内やチケットの払戻し等に関する対応は主催者にてお願いいたします。
- ⑥チケット販売開始後公演が中止になった場合でも、販売手数料はお支払いいただきます。
- ⑦問い合わせ先として文化会館及び地域交流センターの電話番号は記載しないでください。